

阿南市における圏域別介護保険事業分析

高齢者が住み慣れた地域で生活し続けられる社会基盤を整備するための高齢者の日常生活の場である「日常生活圏域」において、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を構築することが必要となっています。

本市では、地理的状况・人口・校区・交通事情・住民の生活形態・地域の特性などを総合的に勘案して、５つの日常生活圏域を定めています。

圏域	町 名									
東部	富岡	学原	日開野	七見	領家	住吉	原ヶ崎	西路見	出来町	豊益
	福村	咄	黒津地	向原	辰己	宝田	上中	柳島	横見	
中部	才見	中林	見能林	大潟	津乃峰	橘	阿瀬比	山口	桑野	内原
西部	長生	上大野	中大野	下大野	楠根	熊谷	吉井	加茂	深瀬	十八女
	水井	大井	大田井	細野						
南部	新野	福井	椿	椿泊						
北部	伊島	那賀川	羽ノ浦							

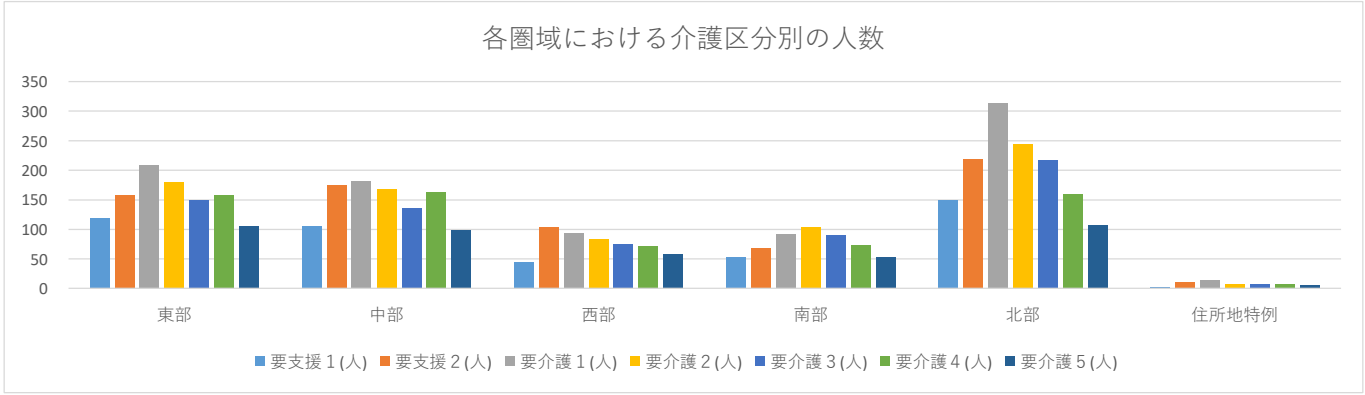
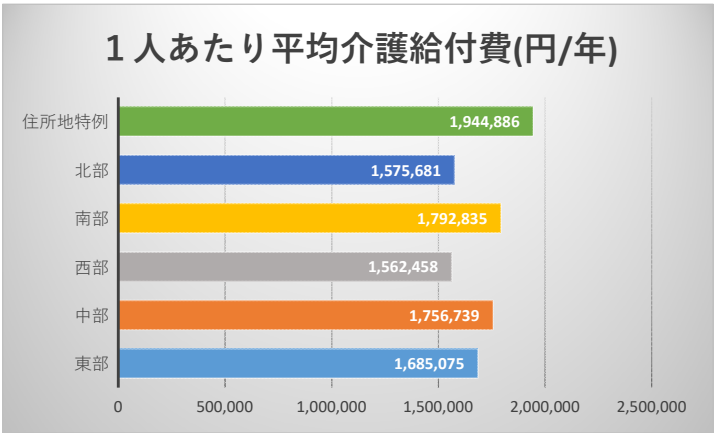
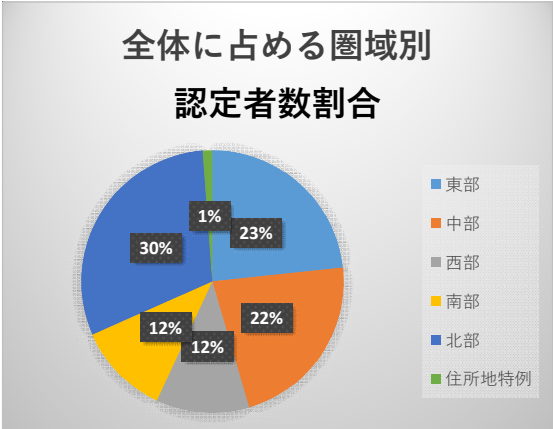
圏域別介護保険事業実施状況及び事業実績

圏域等	被保険者数(人)	被保険者平均年齢(歳)	認定者数(人)	認定率	要支援1(人)	要支援2(人)	要介護1(人)	要介護2(人)	要介護3(人)	要介護4(人)	要介護5(人)	サービス受給者数(人)	1人あたり平均介護給付費(円/年)
東部	5,452	77.34	1,079	19.8%	119	158	209	180	150	158	105	827	1,685,075
中部	5,230	77.41	1,026	19.6%	105	174	181	168	135	164	99	755	1,756,739
西部	2,622	77.40	530	20.2%	45	104	93	84	74	72	58	428	1,562,458
南部	2,698	77.89	530	19.6%	52	67	92	104	90	73	52	408	1,792,835
北部	7,127	77.03	1,409	19.8%	149	219	314	245	216	159	107	1,100	1,575,681
住所地特例	69	81.99	54	78.3%	2	11	13	8	8	7	5	50	1,944,886
阿南市合計	23,198		4,628		472	733	902	789	673	633	426	3,568	

※『被保険者数』『被保険者平均年齢』『認定者数』『認定率』『介護区分』については、令和８年８月３１日時点の情報に基づいています。

※『サービス受給者数』『１人あたり平均介護給付費』については、令和７年３月から令和８年２月までの給付実績に基づいています。

※『住所地特例』とは、「施設に入所する場合には、住民票のある市町村から住民票を異動しても、異動前の市町村が引き続き保険者となる仕組み」を指します。



阿南市における圏域ごとの特徴

圏域等	特徴
東部	要支援1から要介護5までの認定者数割合は、他圏域と比較して突出して高い数値ではない。これらの認定者構成により、1人あたりの平均介護給付費は全圏域内においても中間値となっている。
中部	認定者数及びサービス受給者数に占める要介護4及び要介護5の認定者数の割合が、それぞれ25.6%及び34.8%と、ともに全圏域において最も高くなっている。介護サービス受給率（受給者数/認定者数）は73.6%と全圏域で最も低いものの、重度者の割合が高いため他圏域と比較して1人あたりの平均介護給付費は2番目に高い数値となっている。
西部	認定率が20.2%と全圏域で最も高く、介護サービス受給率（受給者数/認定者数）が80.8%と、どちらも他圏域と比較して最も高い数値となっている。一方、要支援1及び要支援2の認定者数の割合も28.1%と圏域内で最も高い数値となっている。これらの軽度者と重度者のバランスにより、1人あたりの平均介護給付費は全圏域内で最も低い数値となっている。
南部	圏域内において、認定区分が比較的軽度な認定者(要支援1～要介護1)の割合が39.8%と他圏域と比較して最も低い。一方、認定区分が比較的重度な認定者(要介護3から要介護5まで)の割合は40.6%と他圏域と比較して最も高くなっている。この認定者構成により、圏域内において受給者数が最小であるものの、1人あたりの平均介護給付費が最も高くなっている。
北部	認定者数の割合が全体の30.4%と、圏域単位では最大となっている。 圏域内において、認定区分が比較的軽度な認定者(要支援1～要介護1)の割合が48.4%と他圏域と比較して最も多かった。一方、認定区分が比較的重度な認定者(要介護4及び要介護5)の割合は18.9%と他圏域と比較して最も少なかった。この軽度者の割合の高さと重度者の割合の低さが、圏域別における1人あたりの平均介護給付費が最小値であったことに影響している。
住所地特例	基本的には施設入所者に該当する制度であり、施設サービス費が高額であるため、1人あたりの平均介護給付費が高い傾向にある。